

日 時 令和3年7月14日（水）午後2時～3時15分
場 所 犬山市役所 5階503会議室
出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、
桑原委員、吉田委員、原 委員、
玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、
宮本委員
事務局 高木健康福祉部長、河合保険年金課長、
舟橋保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査

◆議事

（ 開 会 ）

本日の出席者確認

木村委員欠席。委員 13 人中 12 人出席。運営協議会規則第 5 条により会議の成立を報告。

久世会長

議事に入る前に本日の議事録署名者を私から指名させていただきます。被保険者代表の日比野委員さん、保険医・薬剤師代表の桑原委員さん、お願いします。それでは議題に入りたいと思います。まず議題 1、令和 2 年度国民健康保険特別会計決算見込みについて、資料 1、2 と続けて事務局から説明を求めたいと思います。お願いします。

舟橋課長補佐

それでは、令和 2 年度国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

歳入合計は 68 億 1,877 万 4,169 円、令和元年度と比較して 8,913 万 9,428 円の減額、率にして 1.3%のマイナスとなりました。下段に主な増減理由を記載してあります。すみませんが訂正です。3 段目 7 繰入金を 6 に、4 段目 9 諸収入を 8 に変えてください。6 款繰入金、8 款諸収入です。大変失礼しました。

それでは、1 款国民健康保険税につきましては、税率を改定したことにより、現年度分保険税の収入額は増加しましたが、滞納繰越分の収納率低下により収入額が減少したため、全体としては微増にとどまりました。3 款国庫支出金につきましては、2 年度はコロナ感染の影響による保険税減免額の国庫補助が一部分入ってきて、その額が元年度のマイナंबर関連の国庫補助額を上回ったため増となりました。6 款繰入金是一般会計からの繰入金が 946 万 9,558 円増えて微増、国民健康保険事業基金からの繰入金は逆に 7,295 万 8,000 円減少し、全体としては 8.4%マイナスとなりました。8 款諸収入では前年比 5,984 万 7,535 円、66.9%減となりましたが、これは、元年度はさくら総合病院の大規模な過誤請求分の 4,094 万 4,627 円の収入があったため、今回大幅な減少となっています。

続きまして、歳出ですが、歳出総額は 66 億 7,713 万 8,253 円、令和元年度と比較して 1 億 3,558 万 5,611 円の減額、率にして 2.0%のマイナスとなりました。主な増減理由としては、1 款総務費につきましては、被保険者の減少に伴い諸経費は減少しましたが、会計年度任用職員制度導入に伴い、パート職員の報酬や手当が増加したことにより増加したものです。2 款保険給付費も被保険者の減少や

新型コロナによる受診控えの影響により給付費は減少しましたが、高額療養費の部分は前年度より増加、保険給付費全体としてはマイナス 0.9%の減少となりました。3 款国民健康保険事業費納付金は、平成 30 年度の国保改革により新設された県への納付金ですが、これも被保険者数をもとに算定されるため、被保険者の減少により減額になっています。6 款基金積立金は前年度繰越金の減少にともない積立金額も減額となりました。8 款の諸支出金につきましては、2 年度はその他繰入金の精算に伴う一般会計への繰出金が発生したことにより増加となりました。

国保特会全体の歳入歳出の収支は 1 億 4,163 万 5,916 円となり、これは翌年度への繰越金となります。令和元年度の繰越額に比べ 4,644 万 6,183 円増加しました。

続きまして資料 2 令和 2 年度国保特別会計の財政分析をご覧ください。

先ほども申し上げましたように歳入総額、歳出総額から差し引きした、中段の A 歳入総額－B 歳出総額と書いてある翌年度繰越額ですが、1 億 4,163 万 5,916 円が翌年度への繰越金となります。収支としては、そういうことですが、単年度だけ昨年度だけの、単年度の収支で見する必要があります。

まず単年度の純粋な歳入額の計算は、歳入総額から基金から補填した金額を引いて、さらにその前の年の繰越金も除きます。これが C で 64 億 8,549 万 2,436 円という計算になります。一方、単年度の歳出は、歳出の総額から基金の方にもう 1 回戻して積んでいるため、それを引くと、D 純粋な歳出額が 65 億 8,892 万 2,253 円ということになります。この純粋な令和 2 年度の歳入と歳出を差し引きしますと、単年度収支 C-D で、マイナス 1 億 342 万 9,817 円 ということでもやはり赤字にはなりました。昨年度はマイナス 2 億 786 万 5,214 円、平成 30 年度はマイナス 2 億 3,806 万 4,365 円なので、これまでよりは少ないですが赤字でありました。本来これは保険税で賄うべき金額ということになります。2 年度は 4%保険税を上げたため、赤字額も減ったと分析しています。

国保全体としては被保険者数が減っているのです、基本的には歳入歳出ともに何もなければ決算規模も減っていくことになります。令和 2 年度決算見込みについては以上です。

では、まずただいまのご説明に対して質問はありませんか。

はい。

はい。どうぞ。

はい。資料 1 の歳入のところの滞納繰越分ですね、令和元年と令和 2 年と差が 1,700 万ぐらいあるんですけども、この要因っていうのはわかるんでしょうか。滞納繰越分です。

はい。

1,700 万ぐらい減少してるんですけど、理由が何かっていうことがわかれば。

ちょっと調べている間に私からお話しします。これにつきましては、昨年度の、運営協議会の時の 12 月ぐらいでしたかね、私自身が気が付きました大変収入が減っているというところで、補正で減額をさせていただいたお話をしたときに、同じご質問をいただいたと思います。その時、30%ぐらい減っていたので、非常に私自身も危機感を覚えまして、収納課の方に理由や今後の見通しについて、お聞きをしたところでした。結果として減っていますけれども、当時よりは少し持ち直して 2 割弱減になったというところで、多少頑張っていたいたんですが、結果的にはこれだけの減収になっています。

久世会長
玉置委員
久世会長
玉置委員

河合課長
玉置委員
河合課長

原因というのを私たちはちょっと、本当のところは分からないのですが、全体的に市税全体として減収になったようでございます。それが何でかといわれると、正確にはちょっと把握していないのが現状です。ただ一ついえるのが、市税全部の減収率とかを見てみましたら、固定資産税とか軽自動車税と国保税は減っていましたが、市県民税はあまり減ってなくて一部まだ増えているところもありました。滞納をされる方の大体は、市民税も固定も国保も、溜めてしまいますから、古い年度から、額が大きいものからお支払いをいただく方が、延滞金が少なく済むので、収納課もそういう指導で順番に、入れていると思います。だからそれが例えば市民税に、今年はそこに宛てられちゃったとか、ある年だと国保ばかりいただけたりする時があったりするので、そういう多少の波はあるのかなと思っています。ただそれぐらいしかちょっと思いつかない。

収納課に聞いても市税全体が下がった理由としてはやっぱり、一時期大変滞納額も多かったが、その分頑張って収納して、ある程度落ち着いてきているので、今後ちょっと大幅に、前みたいに、たくさん収入があるということはちょっと期待ができないというようなことは聞いています。取り留めありませんが、今のところ聞いた限りそんな感じです。

玉置委員

あの、ちょっと確認しておいて欲しいんですけど、よく滞納される方で外国籍の方が、帰っちゃって取りっぱぐれちゃうよと言うのが確かあったように思うんです。だけど今コロナ禍の中で、帰れないと思うんですね。帰っていないと取りっぱぐれることはなくて、本人さんが帰れない状況の中で、多分国内におられる方が多いと思うので、そういった方をですね、今までは帰っちゃったからもう取れないよっていうようなところはあったんですけど、ちょっと状況が変わってきているのかなというような、ちょっといろんなお話を聞いているとそんなところがあったので、今年度も多分同じ状況だとは思いますが、そういったところをちょっと注視していただきたいなっていうのが1点と、もう1点単年度収支で、今までよりも良くなって、2億ぐらいだったんですが1億になってきたよっていうところはですね、事務局として何か要因として掘んでいるんでしょうか。

舟橋課長補佐

基本的にはやはり保険税を上げたことで改善されたのかなと分析しています。

玉置委員

そこで1億ぐらいかなという。

舟橋課長補佐

先ほど玉置委員がおっしゃられた外国人が国外に出られないから、今のうちということですが、ただ犬山市に住民票があってもう動いてしまっている方が結構いらっちゃって、特にコロナ禍なので、今までやっていた仕事が続けられなくなって、他に移っていく。まだちょっと確定してないから住民票がそのまま、体だけ移動していることもあります。必ず住民票の住所に行けば会えるわけではないので、その辺はまたちょっといろいろ調べて、確実にお見えにある方には働きかけをしていきます。

玉置委員

基本的には国保運協なので、部署が多分、収納課っていうところで違ってくると思いますし、確か12月の時に私と丸山委員が同時にそこにお邪魔をして、担当者にも話を聞きながらやっていたんで、細かい部分かもしれないですけどやっぱりそういうところが大事になってくるかなというふうに思いますので、ぜひ連携を取りながらお願いしたいと思います。

河合課長

ちょっと補足いたします。赤字が縮まった件で。先ほど説明したとおり、一つは、保険税を値上げして収入が増えたせいが1点ですが、もう一つ、増減見ていただくとわかりますが、県支出金というのが5,000万ぐらい増えているのと保険税が増えたというのを足して1億ぐらい縮まったというふうに思います。県の方

は普通の給付費がもらえる方ではなくて、特別交付金というのがありまして、国から県に下りてきたものをいろんな指標に応じては市町村にももらえるという内容なんですけれども、元年度は、国からもらったその一部のお金を、例の納付金を下げるために活用して使っちゃったので、それをまた、県内の各市に割り振ると、元年度は少なかったんで、2年度はその額が少なかったんで余分にお金でもらえたということになってます。今年1年の要因としてはそれで赤字が縮まったからありがたいことなんですけど、税以外の部分についてはちょっと変動があるので、事務局側としては必ずしも楽観できない、半分に縮まった、後ちょっとだということではないのかなというふうには思ってます。

久世会長
宮本委員

他に質問がございませんか。はい。宮本委員。

現年度の分収納率上がっていますけど、コロナで延滞金がかからないとか猶予があるとかだとまた令和2年度の分が今年度に入ってくるのかなと思うんですけど。

河合課長

今おっしゃったのは、国保税は猶予とか言うよりも、減免制度ができましたので、これは先に延ばすのではなくて、もう平たく言えば棒引きしてしまいましたので、この金額が後で申し上げますが大体1,000万円。非常にコロナで減免をしました。昨年度の減収ということで、逆に今年入ってくるわけではございません。

久世会長

他に質問はよろしいでしょうか。総括としては、その赤字幅は減少しているけど、楽観視はできないということですよ。はい。では議題1を終わります。

次に議題2、今年度の本算定状況について事務局より説明を求めたいと思います。

舟橋課長補佐

それでは今年度の課税状況についてご説明いたします。資料3 令和3年度国民健康保険税本算定の結果をご覧ください。

国保税は基礎課税となる医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分の合計ですが、それぞれ所得割、均等割、平等割がかけられています。令和3年度は昨年度の運営協議会の答申に基づき、全体では1%増税しており、内訳として均等割、平等割の税率は据え置き、所得割は0.15%引き上げとなっています。

3年度の④課税額の総合計では医療分、後期高齢者支援分、介護納付金を合わせて16億120万9,236円ですが、⑤⑥⑦の7割5割2割軽減、限度超過額、後期高齢者医療への移行者の月割減額分などの減額分を差し引くと、課税総額としては12億8,836万6,664円、前年比マイナス5.3%となりました。被保険者数14,435人で割ると一人当たりでは8万9,253円で2.4%の減額となっています。

久世会長

ただいまの説明でまずご質問ございませんか。その理由は、要は被保険者の減少ということですね。

河合課長

いいですか。

久世会長

はい。

河合課長

シミュレーションというか我々の腹づもりとしては、実質的な1人当たりの、課税が増減がないようにしようという試みがありました。ただ、見ていただくと、1人当たりのところは、課税総額で4%差が出てしまいました。これは、2年度はコロナの影響がなかったのですが、本年度は、我々のシミュレーションは所得は変わらないという想定でやりましたので、現実には皆さんの所得が下がったので、1人当たりの課税額は下がったんだろうなと見ざるをえないのかなと思います。税制改正の影響を1%に見ましてそこが完全に合ったかどうかというのはわかりませんが、ちょっとやっぱり、冒頭に会長がおっしゃっていた

いたようにコロナの影響で所得が減ってきたというところは否めないかなと、そういう感想を持っております。

久世会長
河合課長

昨年度の所得の分が反映されるんですか。

1年前の所得がですね。今は令和2年中の所得、1月から12月まで。もろにコロナの影響が今回は入っている。

久世会長

これで持ち直すのかまた下がってくるかというところ。ご質問よろしいでしょうか。はい、では議題2を終わります。次に、議題3令和2年度国保保健事業の状況について、事務局より説明をお願いします。

舟橋課長補佐

それでは、令和2年度保健事業について、資料4ですね、資料4の令和2年度保健事業の状況をご覧ください。

1. 特定健康診査は平成30年度から令和2年度の3か年の推移の表となっています。健診対象者は被保険者全体の減少により減少しています。ここ数年受診率が落ちていることが懸案となっていました。2年度は(2)のような受診率向上策を行った結果、わずかではありますが受診率が上がりました。一つは前年に引き続き40歳の初回となる対象者に無料クーポン券を配布しました。2つ目は外部委託でAI分析による個別勧奨通知を行い、コロナ禍という逆風の中、一定の効果を上げることができました。今年度も引き続きこの2つの対策を進めていく予定です。

2. 国保脳検診については、市内の2医療機関で実施、健診費用27,500円のうち15,000円を助成するものです。定員600人ですが申込が上回れば抽選になります。一度受診すると3年は申込できないので1巡してだいぶ倍率も低くなってきていますが、2年度はコロナの影響でこれまでより申込がかなり少ない状況でした。

3. 糖尿病眼科検診についてですが、これは全国的にも珍しい助成制度で、糖尿病網膜症の早期発見により、かかりつけ医と眼科専門医が連携して重症化を防ぐ取り組みです。前年度の特定検診の結果から対象者を絞り込んで通知しており、受診率も上がってきています。

以上で特定検診についての説明とさせていただきます。

久世会長
宮本委員
久世会長
宮本委員

では、ただいまの説明に何かご質問ございませんか。

はい。

すいません。どうぞ。

特定健康診査のAIによる勧奨事業ですが実際送った方の受診率ってどのくらいでしょうか。

舟橋課長補佐

送った方というところとちょっとわからないです。2回に渡って送っておりまして、そのの。

河合課長

8,343通送った場合どのくらいの方が受診したか、そういう効果検証がされているかということですね。すいません。この会社の方の分析で報告レポートがあつて、これよかったなということで来年も続けようと思っておりますが、ごめんなさい。今その数字ちょっと持ってないので申し訳ないです。また、確かあったと記憶していますので、個別に、はい。

舟橋課長補佐

送ってきたから受けたっていうところの実際の数値はわからないですけど。それに受けていない人全員に送ったわけではなくて、例えば過去の受信履歴から、この人今年受けていないけども、去年までは受けているから勧奨すれば受診する確率が高いという方に送っていたりするので、その時点の未受診者すべてに送っているわけではない。

河合課長 宮本委員のおっしゃることはわかるので、送ったもののリストはあると思いますのでまたお調べさせていただきます。

久世会長 玉置委員 はい。

玉置委員 はい。今の関連も含めてなんですけど、対象者が全部で1万1,745人。AI分析によって、9月、8月ぐらいまでかな、まだ受けてない人がいたので、AIを分析してその人たちに、8,343人に送ったよと。11月4日だから多分10月ぐらい、2ヶ月ぐらい置いて、まだまだ受診してない人が、最初が8,000なので4,730で半分ぐらい減っているの、そこは、受けたから、送らなかったのか、たまたまAIの分析が出てきたので送らなかったのか。

舟橋課長補佐 玉置委員 その時点でまだ受けてらっしゃらない方です。

玉置委員 方にですよ。ですよ。そういう効果があって、2.58%、前年よりも伸びたという、そういう結果AI入れて行ってくださいよって勧奨しながら上がってきたという、事務局はそういうふうに見てるとそういう理解でいいですか。結果、多分AIで送ってるっていうことは、多分全体の総数で行ってない人を掴んでいると思うんですよ。うん。だからそういった数字も掴んでいけばここに表記した方が、今のパーセンテージも含めて、例えば、9月2日に発送した部分で、1万1,745人の対象中何人が受けていて何人が受けていなかったらその人たちに送ってるよっていうのがわかって、その後に第2勧奨のところで、また、行った人がどんだけ行ってない人が何人っていうのは多分出てると思うんで。それに対してどうだったっていうのをちゃんと、持っていくと、業者に対して、そういう数字を出して欲しいっていうのを言った方がより精度も上がっていくのではないかなあと、今回初めてやったんで次回の時にそうして欲しいなと思うんですけど。

舟橋課長補佐 玉置委員 はい、わかりました。

玉置委員 そうすると今のご質問の、多分その辺も出てくるのかなっていう気がするんですが。別途お金かかっちゃうかな。

舟橋課長補佐 玉置委員 今回は全額補助金が出るってことになっています。ちょっと委託料自体は高いんですけども、全額補助で3年間やらさせていただく予定です。

玉置委員 3年間。

舟橋課長補佐 玉置委員 はい。

久世会長 玉置委員 他は先生の方からは。

吉田委員 玉置委員 この受診勧奨通知の5種類って書いてありますけど、この5種類ってどのようなものですか。

舟橋課長補佐 玉置委員 ちょっと現物を持ってこればよかったんですけども、それぞれの方の受診履歴とかそういったものを、AIで分析して性格診断みたいな、簡単に言ってしまうとそんなような。例えば、あまりそんなに細かいことを気にしないような方ですとぱっとこう目につくような、特定健診1,000円で受けられますという具体的な、目立つようなレイアウトであったりとか、或いはすごくこまめに受けていただいている方だともう少し細かく、この検査をするとうこういったことがわかりますよとか、その方のちょっと性格診断と言ったら変ですが、その方々の受診履歴とかからわかってくるような傾向等分析して、その方に合うような文面でのお知らせをしました。ダイレクトメールのようなハガキでその方に合った関心を引くような文面が4種類ありまして、5種類目は2回目の通知で、それはもう全員同じものを出したんですけども、もう一度念押しということで。最初のはよりカラフルで書いてある内容も、多少は重複している部

分もありますけども、全く違う見た目の印象は違う形で印象づけをしています。今ちょっと持ってきますので、また見ていただければと思います。

久世会長
丸山委員
はい、丸山委員
はい。すいません。脳ドックについてなんですけど。当選者が607、619ってありますけど。以前話が出ていたらすいません。これ、落選者って何人ぐらい。

舟橋課長補佐
そうですね。申込者数から引いてもらえばいいんですけども。元年度とだと。

丸山委員
舟橋課長補佐
あ、すいません。はい。そうですね。
ただ、1度この検診を受けられますとそのあと3年間は受けられないものですから。また3年経ったらご案内を送ってどうですかとお聞きして、その方から申し込みいただくという形で、落ちてしまった方ですね、元年度だと約600人の方が落選してしまったわけですが、その方は次の年にもご案内をまた同じように送付します。

丸山委員
舟橋課長補佐
優先的に抽選するわけではないんですね。
優先ではないけれども、同じようにまた抽選をするものですから、中には3年連続で落ちてるんだわっていうようなお話もいただいたりはするんですけども。はい。次の年もご案内をお送りして、脳検診受けてくださいねというご案内をさせていただくようにしています。

丸山委員
舟橋課長補佐
追加募集とかはないんですか。
今のところ追加募集はないですね。ほとんどもう600受けられるので。抽選の仕方は選挙と一緒になんですけども、選管の方で抽選棒をお借りして申し込み番号の下1桁の数字で当落を決める。そのときの申し込み人数にもよりますが、例えば下1桁の番号が1、8の方は今回落選ですとかいうふうにするものですから、当選者も600人ちょうどではなくて、607だったり619だったり600人に近いところで決めています。

久世会長
他に質問ございませんか。よろしいですか。はい。では議題3を終わります。次に議題4、新型コロナウイルス感染症への対応について事務局より説明をお願いします。

河合課長
すみません、説明者が今ハガキを取りに行っているのでもしばらくお待ちください。あ、ちょうど来たのでハガキを回して見ていただきましょう。
(資料回覧)

河合課長
保浦統括主査
はい、じゃあすいません、戻りましたので。コロナウイルス関係の議題を。
すみません。議題(4)令和2年度新型コロナウイルス感染症への対応についてになります。資料5を見ていただきたいと思います。対応については2種類、傷病手当金と国民健康保険税の減免の2種類があります。まず最初に傷病手当金の方をさせていただきます。支給対象者については記載されておられますとおり、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染が疑われたことにより休業した給料をもらっている方で、1から3までの全てを満たす方となっています。対象の日数と計算式については以下見ていただきたいと思いますが、適用期間については現時点では今年の9月30日までとなっておりますが、過去3か月に1回延長の通知が来ておりますので、現状みるとまた今年の12月の末までに延びるのではないかと考えております。令和2年度の実績としては、3月末時点で1件、9万4,405円の実績がございました。続きまして、裏面を見ていただきたいと思います。国民健康保険税の減免についてですが、減免対象者、新型コロナ

ウイルスの影響により主たる生計維持者と書いてありますのは、こちらは世帯主と考えていただいて、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った状態新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる世帯の方については、要件1から3までに合っている場合、減免額を計算させていただいて、国民健康保険税を減免させていただきました。実績としましては、56人申請者がございまして、内訳としては事業収入が35名、給与収入は21名で令和元年度の減免が135万5,000円、令和2年度の減免が1,017万200円、合計で1,154万5,200円。なお令和3年度のコロナ減免については同じ要件下で現在行っておりますが、1点違うところは、前年度収入というのが令和2年度コロナ減免は令和元年中の収入に対して、令和3年度のコロナ減免は令和2年中の収入に対してというところが、違っているという形になっています。現在のところは3件ほど出ておりますが、昨年よりは少ない状況です。なおこの傷病手当金とコロナ減免につきましては、100%国からの財政支援がありますので、令和2年度分については市の持ち出しがない形になっております。以上で説明を終わります。

久世会長

質問ございませんか。まあ非常に少ないということですね。今後も国の補助ってのは続くんですか。

保浦統括主査

国の補助は続くんですが100%ではなくて、現在のところ4割。

玉置委員

はい。

久世会長

はい。

玉置委員

傷病手当のところの、感染した人はわかりますけど。もしくは感染が疑われたってというのは、どういうのを指すのかなと思って。例えば、お勤めになっている人は社会保険が多いと思うんですけど、健康保険に入ってみえる人で、保健所がそういうふうに見ている人っていう定義なのか、よくサラリーマンの人で、同じ職場で出たんだわねとか言って言われて、自分は会社から休めって言われたんだけど濃厚接触者なのかなあとか。でも傷病手当でないよな、というふうに言われたことがあったもんですから、この定義っていうのはどうなるのかなって。わかれば。

保浦統括主査

基本的には濃厚接触者ではなくて、③のところちょっと書いてあるんですが発熱などの症状があり感染が疑われる方と。

玉置委員

はい。無症状の方も実は多く見えると思うんです。発熱はないけども、陽性が出ちゃってるよとかいう場合もあるじゃないですか。そうすると、必ずしも症状が出ないけど、濃厚接触者の1人ということもあり得るんで、その辺の定義をちょっと今の説明だと、発熱、濃厚接触者の中の発熱した人だけなの、これ症状とかというふうにも思うんですけど。どうなんですかね。

河合課長

はい。もともとの趣旨が、ここの名前の通り傷病手当金なので、コロナのための休業補償とはちょっと違う点がありますので、国の定義では、要は何らかの症状が出なきゃ駄目よというようなイメージになっています。もちろん休業の保障とか、年休扱いでお給料が保障された方はOKなんですけど、出てくるなって、熱が出たんだから来るな、かつ給与は無しだと言われた人々を助けるという形になっています。実際には、そういなかったんでしょね。国保で雇われてる人っていうことなのであまりもともといないんですが、昨年1人と形になります。もし、あと、逆質問で申し訳ないんですが、宮本委員の方で協会けんぽも普通の傷病手当金あると思うんですが、同じような状況でしょうか。

宮本委員

例えばですけど、家族の方で陽性者が出て例えば奥さんがコロナにかかって

陽性になりました。旦那さんが濃厚接触者でPCR検査したけど陰性でした。ただよく勘違いするんですけど陽性の方が期間って短いんですよ。陰性はそこから何週間かかっていうのを見るので、その間にお給料が出ませんでした。イコール会社からも給料でませんって話になった時に出てます。実際件数出てきてびっくりなんですけど、うちも7月の請求が7月1日から9日の分でも230件ぐらい出ています。先月も400件ぐらいコロナウイルス関係で出ていて、私が聞いたのは6月だと東京も7百なんぼ、大阪も7百なんぼ出てたって、やっぱり大きいところがコロナが収束していったら、その次にいっぱい出てくるので、逆なんですよね。今4月5月にコロナがウワーってなってるんですけど、その今出てきている分っていうのはその1、2ヶ月前の分が出てきてるんで、おそらくまだ今後伸びてくるんじゃないかなっていう、今現状がうちはそういう状態です。毎月の件数も1日あたりの件数が増えてきているのはやっぱりコロナの出ていますし、申請者の方もそんなに通常であれば先生の証明をいろいろもらったりとか緩和されてるところもあるんで、今後もコロナが落ち着かない限りはなくなっていくのかなっていうのが現状です。

河合課長
玉置委員

ありがとうございます。

すごくよくわかりましたし、やっぱり国保とかなり違うなど。やっぱり働いてる方がもろ、これに関わるので、国保はそういう意味ではやっぱり現役で働いている方が多分割合が少ないので、今の人数なのかなっていうような気はしますけど、改めてこれをもう少しやっぱり市民の方に周知できるようにして、ひょっとすると、このルールを知られない方は、そのまま申請もしないでっていうことにも、なりうると思いますし、また市の方にはね、細かい情報は多分来てない、県で全部止まってると思うんですけど、コロナの陽性患者のところにはこういう案内が、市から県通じて行くようにしていただくと、多分それに関わる人たちはこういうのがあるんだっていうことを知って申請できるんじゃないかなあというふうに私は思うんですけど、いかがですか。

河合課長

まず、ダイレクトメールの方がいいと思っているので、納税通知のときか保険証交付のときにこの二つの制度がありますよというものは個別にも送付はさせていただきますようにしています。あと広報とかも新しい見解が出てきたとかトピックとらえて介護とか他のものと一緒に、減免とか傷病手当については載せるつもりです。

久世会長

やっぱり馴染みがなかったからって感じなんですかね。絶対あると思うんですよ。その家族で陽性者がいました、ちょっと会社こないでくれて会社が出勤停止で求めてくるみたいな。絶対あると思うんですけど、それが適用外というか、そもそもないと思っている。今の説明の中でも、やっぱ当事者が何かならないと、適用外ですよみたいな説明もあったので。趣旨としてはそうですね。ただこの関係だけいうと感染が疑われたことにより休業したけど、だから本来社会保険でなかったのをこれを作りましたと。だから社会保険と同じような定義にしなきゃいけないという部分ではあります。

舟橋課長補佐

休業している間、給料が半額なり一部なり出なかった部分の補償になるものですから、結構、今年の申請とかを聞いていると特別手当っていう形で、給料満額ではないんですけど一部いただいたりとか、そうするとその分差し引いた金額になります。

保浦統括主査

申請自体としては少ないんですが、令和2年度より相談件数は増えてるのは確かです。

玉置委員
久世会長
保浦統括主査

増えているんだ。
相談は増えてるけど適用外っていう。
相談された時に一応申請書はお渡ししてるんですけどまだ出てきてないというところもある。先ほど委員の皆さん言われた、もう少し周知を、直接できれば、件数は増えるのかなと思いますけども。今年の春以降犬山市でも感染者の方が多くなって、相談も増えています。

久世会長

ちょっとでも引っかかったら、とりあえず申請書渡す。そのために作った制度ですから。

玉置委員
舟橋課長補佐
玉置委員
舟橋課長補佐

判定は誰がするんですか。
もうここに書いてある手順を全部事務局の方で。
事務局。
はい。全部該当すれば。もちろんその資料としてお医者さんの証明であるとか、事業者さんからの証明とかそういったものは必要なもので、それはいただくんですけど。

玉置委員

よく聞いているのが、小学校で陽性者が出ましたよ、その隣の席に子どもさんがいましたよ。その親御さんは、会社出勤停止だっていわれるんです。直接は息子さんが濃厚接触者になるんだけど、その家族もし陽性だった場合は駄目なので、この人が検査しない限りは、出勤停止になるみたいでその方は出なかったっていうんですね。だからその定義が、今は事務局がやられてるっていうことだったんですけど、いろんなパターンがあるんで、本当に果たして、事務局で判断できる定義なのかなあというふうに。いろんなパターンがあって。ちょっと今、危惧するところです。その方に聞いたら傷病手当いただけなかったと言ってたので。

河合課長

はい。数が少ないのは、一番最初からですけど、国保の被用者ってすごく少ないのでというのがあって。

久世会長
河合課長

まあそうですね。
うん。母数がほとんど。逆に協会けんぽさんは全員勤めているので、もともとの多分母数が全然違うっていうのはありますが、それにしても、周知とかそこはやってかなきゃいけないので、はい。

久世会長
玉置委員
久世会長

まあそういうことですね。申請をしないしね。疑いがある。
はい。ありがとうございます。
他に質問ございませんか。ではないようですので、それでは次、はい。議題は終了かな、今後の協議日程。資料6。はい。ではお願いします。

河合課長

はい。基本的には、ここ3年、結構たくさんやらせていただきましたけれども、同じぐらいのペースですいませんが、今年度もお願いしたいというところなんです。少し、余分をお願いをしたい部分が、国保にデータヘルス計画というものがございまして、被保険者の状況を分析して、保健事業やっていきますというような、そういう計画なんですけれども。それについて、6年の計画を立てていますがちょうど真ん中になりますので、一旦中間評価というのをさせていただきたいというところで、まあ3年間こういうふうでその後動向がこういうふうになったので、今後ここは変えたい、ここはこのままやっていきたいみたいなそういうご提示を差し上げたいと思っていますので。これを次回から、ご意見が多いようでしたら3回ぐらい、あんまりないようでしたら2回ぐらいで、原案を提示させていただいて修正して、皆さんの承認をいただくみたいな感じのことをやらせていただきたいと思います。それで8月から税の話が本格化する

までのぐらいの間に、特に医療、第2号委員の皆さんにご意見をいただきたい、後は大体例年と一緒にです。8月下旬にそれを中心にやらせていただいて、10月の中旬に、県の納付金が決まる前に骨格みたいなものの議論をさせていただいて、最終的に11月下旬に仮算定の納付金額をもとに、詰めた議論をさせていただいて、年内に何とか答申というように進めていきたいと思っております。それで今回、次までに、もう儀式的なものはやめて市長の方から諮問の方はさせていただいて、会長にお示しするみたいな。後で儀式はやらない感じでございます。それでまあ、いつもの通り最後は1月の、来年の1月ぐらいで終われたらと。で、今回、ここまでで、皆さんのご任期が3年終了と。実際は来年の5月までありますがその間は多分もう開会はないと。やっぱりそんなことでよろしく願いいたします。

久世会長

では次回の会議日程の調整ですね。8月の下旬で、水曜日、木曜日18日、19日。どちらがいいかなということですよ。

河合課長

それで、欠席裁判になっちゃうといけないので木村委員にどっちか駄目な日あるってお聞きしました。木村委員は、ちょっと18日がペケらしいです。19の方がいいと。おっしゃっていましたが、いつも先生方で、なかなか利害が一致しないのでそこも踏まえて。

久世会長

まあ最悪次の週でものいかんことはないですか。

河合課長

そうですね、議会が近づいてはきますが。

玉置委員

僕も18日が駄目。

桑原委員

じゃ19日で一応予定していただいて、どうしても駄目な場合私はちょっと遠慮させていただこうかなと思います。

河合課長

いいですか19日で、皆さんよろしいですか。はい。はい。じゃあ8月19日で次回ちょっとお時間をいただくかもしれないんですが、いつも時間の方で、ここも皆さんの利害が一致なくて、先生方はできたら1時半ぐらいから始めて、夕診に間に合うようにということですし、宮本委員はなかなかこの時間に来るのは難しいというお話もいただいていますし。一応、2時でもいいですか。

桑原委員

私は。

河合課長

はい、じゃあ、そうか。木村委員がちょっと時間かかるかも、じゃやっぱり間に合うように頑張りましょう。

久世会長

説明を簡略に、要件を。

河合課長

はい。

久世会長

はい。では19日の2時から。お願いします。ではその他、事務局から何かありましたらお願いします。

河合課長

はい。すいませんちょっとこの時間を借りて二つお願いします。一つが特別会計の3年度の予算でシステム改修費を少し予備費から充てさせていただきたいというお願いというか説明です。状況だけちょっとお話をさせていただきます。内容としては、国保の高額療養費という制度があって、たくさんお医者さんの方にお金を支払った時にお金が戻ってくる制度なんですけど、これはお医者さんの単位が1か月ぐらいですけど、毎月これまで申請をしなきゃいけないという恒例になっています。地方自治体からの要望が国に上がって珍しく聞いていただけて、まず高齢者の人は毎月来るのが大変なので、初回1回申請したら、あとは申請なしで自動的に計算が合ったらもう、お金を振り込んであげるというような、簡素なやり方が、認められまして、犬山市でも去年申し上げたのかな。10月からそれを始めました。今年度、県は、その時は若い人たちにも何か

やってあげたいんだけど、さすがにそこまではできないので、対象になる人に一旦郵送で申請書を投げてあげて、そしたら必要な書類をつけて返送してくれば、わざわざ役所に来なくてもいいですよというような流れにしようとしていました。その改修費を今年予算で上げさせてもらっていました。ただ国の方が割と加速しまして、先日もう今年度から全部の世帯に対して、最初に申し上げた1回申請したらもう、あとは自動的に振り込んであげて、もう市町村の判断で構わないよという法令改正がありましたので、段階を踏むよりも、一気にそこまでやった方がいいと犬山市では判断させていただきました、まあそうしよう。ただそうすると、最初思っていた改修費より、100万円弱ちょっと余分にかかることがわかりましたので、わざわざ段階を踏んで改修費を2回出すのも高いし、もったいないし、かつ市民サービスも段階的になっちゃうので、結論としてはお金をかけさせていただいてもそこまでいこうということになりましたので、そのお金を充てさせてくださいということでございます。

玉置委員
河合課長

これ、単独ですか。

犬山市の単独かということですか。各市町が判断する形になりますが、ここについては、そういう意味では犬山市単独です。ただ、近隣の状況を聞いてみると、尾張部のところはもう、商才に長けているというか、私どもと同じ判断をしているところが多いです。ただ三河部は実直に順番を守ろうみたいな流れが、割とあるみたいで、慎重だなあというふうには思いますけど、この辺は大体やるようです。

玉置委員

単独でやるより広域でやって、例えばその改修費が抑えられるとか、同じシステムを使ってる場合にはそういうことも考えられるので、近隣市町との連携をちょっと取っていただきたいなあというふうに思うんです。国がやってることなんで、どんどん進んでいってもらえばいいし、犬山市としてもいいことだと思って進めるんで、多分どこの市町も考え方は多分一緒だと思うんで。あとはどのシステムを使ってるかっていうことだとは思いますが、バラバラだと多分できないと思うんですけど、同じだったらそれ可能だと思います。

河合課長

ただ高額療養費のシステムってすごくコアなシステムなので、皆さんが思っているようなNECとか富士通とかからバーツと出てくるという性質のものではちょっとないのが苦しいところで、ただ江南市が比較的同じようなことをしているので、一緒に同じやり方でできないっていうようなところで、かつこいい共同化とかではないんですが、両方が同じことをするようにしてちょっとでも値段下がるといいかなと。そのぐらいの部分は可能です。はい。金額約100万円弱と申し上げましたが正確には92万4,000円になります。はい。よろしく願います。月曜日の全員協議会の方で議員さんにはまたお知らせをします。

それからもう一つ。訪問看護ステーションの運営協議会というのが犬山市にもう一つございまして、国保の運営協議会として1人、委員になっていただいております。で、これまで榊原委員の方をお願いをしていたんですけども、次の訪問看護の任期中に、申し上げにくくて申し訳ないですが、後期高齢者におなりになるものですから、途中でね、交代されるのもあんまり良くないよねということで、会長の方に了解いただいて舟橋委員をお願いをしましたら、お受けいただきましたので、願います。運協から送り出すという形でお願いしたいと。

一同
久世会長

願います。

以上ですね。はい。はい。では本日の議題はすべて終了いたしましたので、

これにて閉会します。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

 (原本に 久世 高裕 署名)

署名

 (原本に 日比野清正 署名)

署名

 (原本に 桑原 生秀 署名)